

○ 検査について

Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。

A 学校独自検査は、独自問題、口頭試問、作文、面接、実技検査があり、高等学校が検査問題を独自に作成して実施する検査です。

各高等学校が実施する検査の種類や内容等については、「**入学者選抜概要**」を参照してください。

Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、どのような内容が出題範囲となるのですか。

A 学力検査の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に示されている内容とします。

詳しくは以下のWebページで確認してください。

●中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）

https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf

Q 3 一次選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。

A 一次選抜における面接の内容は、「自己アピール文」を資料として、志望動機や将来の希望、高校生活への意欲や抱負等についての質問などがあります。

実技検査の内容は、体育や芸術に関する技能等をみる検査となっており、「実技検査受検種目」を出願時に選択する学科もあります。

各高等学校の面接、実技検査の内容や検査当日の持参品等の詳細については、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。

A 「自己アピール文」は、一次選抜、全国募集特別選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜における面接実施校において用いる資料です。

志願する理由、中学校や地域での活動及び資格の取得等について、特にアピールしたいことを具体的に記入して出願時に提出するものです。

なお、「自己アピール文」そのものを点数化することはありません。

Q 5 二次選抜では、検査を実施しますか。

A 二次選抜では、検査を実施しません。

Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。

A 一次選抜（面接実施校）、全国募集特別選抜（面接実施校）及び通信制課程選抜で点数化します。

なお、成人特別選抜及び外国人・帰国生徒特例措置では、面接を実施しますが、点数化はせず、合否判定の際の資料とします。

Q 7 令和8年度入学者選抜に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。

A 各高等学校が独自に作成した問題は、当該高等学校の事務室や県庁東棟1階の県政情報センターで、閲覧したり、有料で写しの交付を受けたりすることができます。ただし、著作権法で保護されている著作物が掲載されている問題については、その該当箇所に、「この部分については、著作権により公表できません。」と記載している場合もありま

す。著作権法で保護されている著作物を引用している問題（完全版）が必要な場合は、奈良県情報公開条例による開示請求の手続が必要です。

なお、令和6年度～令和7年度入学者選抜の県教委作成による特色選抜と一般選抜の学力検査問題及び令和8年度の一次選抜の学力検査問題は、奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページに掲載しています。ただし、著作権法で保護されている部分は掲載していません。

Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があるということですが、具体的にはどのような方法で算出されるのですか。

A 奈良太郎さんの成績を基に、A高等学校の学力検査成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

A 高等学校（加重配点後の学力検査成績の満点は300点）

□奈良太郎さんの学力検査の得点と合計点（250点満点）

国語	社会	数学	理科	英語	合計
36	32	45	43	38	194点

$$194(\text{学力検査合計点}) \times \frac{300(\text{加重配点後の満点})}{250(\text{加重配点前の満点})} = 232.8 \Rightarrow 233\text{点}$$

加重配点後の
学力検査成績
(小数第1位を四捨五入)

○ 調査書の成績等について

Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配点を行う場合があるということですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。

A 奈良太郎さんの成績を基に、B高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

B 高等学校（音楽（2倍）の加重配点）

令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜概要には右の表のように調査書成績を示しています。この場合、計算例は以下のとおりになります。

調査書成績		
調査書の学習 成績の取扱い パターン	調査書において 重視する教科 （加重配点）	調査書 成績の 満点
①	音楽（2倍）	160

□奈良太郎さんの調査書の各教科の学習成績と合計点

各教科の学習成績										
教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	合計
第1学年	2	3	3	2	2	2	2	2	2	20 /27
第2学年	3	3	2	2	2	2	2	3	3	22 /27
第3学年	8	8	6	8	8	6	6	6	6	62 /90
合計	13 /16	14 /16	11 /16	12 /16	12 /16	10 /16	10 /16	11 /18	11 /16	104 /144

144（パターン①の満点）＋16（音楽の満点）＝160点満点のうち、
 この例の調査書成績は、104＋12（音楽を2倍）＝116点

Q10 「行動の記録」欄に記入する、「第1学年から第3学年の3年間のうち2年以上、十分に満足できる状況にあると判断されたもの」とは、具体的にどのような内容ですか。

A 第1学年から第3学年の「行動の記録」のうち、二つ以上○印がついている項目を、「十分に満足できる状況にあると判断されたもの」として記入してください。

Q11 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。

A 奈良県内の中学校から出願する生徒と同様に算出します。

Q12 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。

A 日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設からの編入学を除き、外国の学校から第2学年以降に編入学した生徒については、編入学以降の期間に応じて記入することになります。

詳しくは、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の4外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について（30～31ページ）で確認してください。

Q13 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。

A 頭髪のことなどについては記入しないでください。

なお、調査書のその他の記載事項の欄である「学習活動の記録」「特別活動の記録」「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の各欄には、それぞれ記入する内容を指定しています。（27～33ページ参照）

○ 「調査書の特別な取扱い」について

Q14 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、募集人員の8割以上の合格者を決定した後に、残りの人員について、合否判定の際、中学校等での活動実績等も積極的に評価するというものです。

「調査書の特別な取扱い」は、一次選抜及び全国募集特別選抜において、一部の高等学校で実施します。調査書のその他の記載事項の中で重視する事項を各実施校が定めて点数化し、調査書成績に加算して合否を判定します。また、この取扱いによって合格する人員（「合格人数枠」という。）はあらかじめ定められています。

「調査書の特別な取扱い」を実施する学校・学科（コース）ごとの重視する事項、合格人数枠、この取扱いによる加点の上限（満点）は「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q15 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、受検者数が学科（コース）の募集人員に満たない場合は実施しません。

なお、第2（第3）志望を勘案する学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は原則実施します。

Q16 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」に該当する活動を行っていた者しか評価しないのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校における合否の判定においても、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）の内容を考慮して、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して総合的に行うこととなっています。したがって、すべての受検者に対して、「重視する事項」以外の活動内容等についても評価することになります。

Q17 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、各学科（コース）について、合格人数枠を定めています。詳しくは、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q18 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。

A 高等学校入学後に調査書に記載された部活動等の活動を必ずしも取り組む必要はありません。

○ 第2（第3）志望について

Q19 第2（第3）志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高等学校において、第2（第3）志望が認められる学科（コース）の範囲及び第1志望を優先する割合については、「**入学者選抜概要**」のⅢの4 高校別概要（21～99ページ）に記載していますので、確認してください。

Q20 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「**入学者選抜概要**」に、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）の範囲と、その範囲での「**第2志望、第3志望の取扱い**」を示しています。
ここでは、各学科（コース）において第1志望を優先して合否を判定する人数を「第1志望を優先する割合」として示しています。第1志望の者を対象として合否の判定を行った後に、残りの人員については、第2（第3）志望の範囲にある各学科（コース）でまだ合格となっていない者で第2（第3）志望の者も含めて合否の判定を行います。

Q21 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2（第3）志望としても、第2（第3）志望では合格しないということですか。

A 第1志望を優先する割合が10割となっている学科（コース）の第1志望による合格者数が募集人員に満たなかった場合は、残りの人員について第2（第3）志望の者が合格する場合があります。

なお、選抜資料が異なる場合、第1志望の学科（コース）による選抜資料を用います。

Q 22 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第 2（第 3）志望はあるのですか。

A 調査書の特別な取扱いを実施する学科（コース）で、併せて「第 2 志望、第 3 志望の取扱い」を行う場合があります。

○ 「特技に関する記録〔体育〕」について

Q 23 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。

A 添上高等学校スポーツサイエンス科、大和広陵高等学校生涯スポーツ科の一次選抜へ出願する場合に必要です。また、各高等学校があらかじめ定めた基準に基づいてこれを点数化し、調査書成績に加算します。

Q 24 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体力テスト」は、いつの時期に測定した結果を記入すればよいのですか。

A 中学校第 3 学年の時に測定した、ベストの記録を記入してください。
記入する記録は、文部科学省が定める「新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）」に基づいて実施したものでなければなりません。
なお、過年度卒業者についても、中学校第 3 学年時の記録を記入してください。

Q 25 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。

A 中学校在籍中の活動実績を評価しますので、中学校に入学するまでの活動歴は記入しないでください。

Q 26 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記入すればよいのですか。

A 「競技成績」の上位の方を記入してください。

Q 27 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように記入すればよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように記入すればよいのですか。

A 「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、それぞれの最も上位の競技成績を記入してください。
また、ソフトテニス、テニス、卓球、バドミントンのダブルス等については、「個人」として扱い、陸上競技、水泳競技などのリレー種目については、「団体」として扱って記入してください。

Q 28 「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料」を添付する必要はありますか。

A 「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を提出する際に、資料を添付する必要はありません。

なお、「特技に関する記録〔体育〕」（様式 2）を作成するに当たっては、競技成績や活動の記録等を証明する資料に基づいて行ってください。

資料の例 ○ 競技成績等が分かる賞状や新聞記事

○ 団体競技の場合は、本人が当該大会に出場したことが分かるメンバー表

これらの資料がない場合は、所属団体等が証明した活動実績が分かる資料に基づいてください。

作成に用いた資料は、中学校で1年間保存してください。また、調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄にも同じ内容を記入するようにしてください。

Q29 「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを記入すればよいのですか。

A 日本中学校体育連盟が開催している大会がない競技については、この欄に、競技種目・ポジション等、活動期間、活動の母体となる組織（競技の協会・連盟、スポーツクラブ、ジム等）、活動の内容（競技力の向上・体力の向上等に向けた取組）、研修会・講習会・記録会等への参加の状況などを記入してください。

なお、「特技に関する記録〔体育〕」（様式2）を作成するに当たっては、活動の記録等を証明する資料に基づいて行い、作成に用いた資料は中学校で1年間保存してください。

○ 出願について

Q30 「出身学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいのですか。

A 中学校に在籍中で令和9年3月に卒業予定の場合は「卒業見込み」を選択し、過年度卒業者は「卒業」を選択してください。

Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。

A 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。ただし漢字は入力される端末で変換可能な範囲（JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字の範囲）で構いません。ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。

通称名のみで記入を希望する場合、出願情報入力時には通称名のみを記入し、調査書に本名と（ ）書きで通称名を併記してください。

Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのように記入すればよいのですか。

A Web出願システムで、ふりがなを記入する際は、カタカナで記入してください。

Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。

A Web出願システムにより、出願時に写真をアップロードしてください。上半身正面、無帽、出願前6ヶ月以内のもので、白黒・カラーは問いません。検査時間中に眼鏡をかける場合は、眼鏡をかけて撮影してください。

Q34 第二出願期間において出願する場合、第2希望校への入学考査料の納入は必要ですか。

A 第2希望校への入学考査料の納入は不要です。志願者は、第1希望校の入学考査料として第一出願期間内に納入してください。

○ 調査書・学習成績一覧表等について

Q35 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

- A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（32、33ページ））なお、記入に当たっては、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1調査書(6)エ（29ページ）にあるように、賞状や記録集、証明書等によって活動実績を確認してください。
- また、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」にも同じ内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

なお、「スポーツ・文化活動等の記録」欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、「地域クラブ活動」に所属している場合はどのように記入すればよいのですか。

- A 「地域クラブ活動」に所属している場合も、「部活動」と同様に記入してください。
- なお、「部活動」と異なるスポーツ・文化活動の「地域クラブ活動」に所属している場合は、それぞれの活動における所属年限と活動状況等がわかるように記入してください。

Q37 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。

- A 記入できます。免許証や認定書に基づいて、検定試験の主催者名、資格の名称、資格取得年月を記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（32、33ページ））
- なお、「スポーツ・文化活動等の記録」欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q38 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 受入校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。ただし、令和8年12月24日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q39 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

- A (1) 転・編入学の場合
- ア 令和8年12月23日以前に転・編入学した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
- ・転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。
 - ・転・編入学した生徒を含めた全生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
- イ 令和8年12月24日以降に転・編入学した生徒については、学習成績一覧表に含める必要はありません。
- (2) 転出の場合

- ア 令和8年12月22日以前に転出した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
- ・転出した生徒の生徒番号をそのまま残し、成績を削除してください。
 - ・在籍生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
- イ 令和8年12月23日以降に転出した生徒については、学習成績一覧表に含めたままにしてください。

Q40 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

- A 過年度卒業者（令和3年3月以前の卒業者を除く。）の調査書の学習成績については、当該生徒に関する生徒指導要録の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第1学年及び第2学年の成績は、生徒指導要録の第3観点（主体的に学習に取り組む態度）とし、第3学年の成績は、評定によって算出してください。また、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q41 特別支援学級の学習成績一覧表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 学習成績一覧表は、「学級ごとに別葉で作成」することとなっています。特別支援学級については、その学級を1学級として作成してください。

Q42 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありますか。

- A 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありません。
学習成績一覧表及び学習成績分布表は、令和9年1月13日（水）から同月15日（金）までに、高校教育課長に提出してください。
なお、郵送で提出する場合、受領書が必要なら必ず返信用封筒を同封してください。

Q43 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。

- A 中学校長から高校教育課長に提出されますので、高等学校長からの申し出があれば閲覧することができます。

○ 外国人・帰国生徒特例措置について

Q44 外国人・帰国生徒特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。

- A 数学及び英語の学力検査については一次選抜の学力検査問題を用いて実施しますが、全ての漢字にルビをふるなど、受検者の日本語能力に配慮した形で表記しています。学力検査以外に作文及び面接の検査を実施します。作文の検査問題は奈良県教育委員会で作成しますが、指定されたテーマについて日本語で作文する問題となっています。奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページに、令和6年度から令和8年度までの入学者選抜における作文の問題を掲載していますので、参考にしてください。

○ その他

Q45 出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式を奈良県教育委員会事務局高校教育課のWebページからダウンロードして使用してもかまいませんか。

- A 使用可能です。ただし、様式の改変はしないでください。また、奈良県内公立中学校

の先生は、校務支援システムで作成できるもの（各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表）については、校務支援システムで作成してください。「特技に関する記録〔体育〕」については、校務支援システムまたはWebページからダウンロードした様式により作成してください。

Q46 一次選抜の第1希望校と第2希望校は同時に出願しますか。

A 第1希望校は第一出願期間に、第2希望校は第二出願期間に出願します。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間の出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。

Q47 第一出願期間に出願せずに、第二出願期間のみに出願することはできますか。

A 第二出願期間のみに出願することはできません。

Q48 第一出願期間に出願した第1希望校の学科（コース）が募集人員に満たない場合でも、第二出願期間に出願できますか。

A 出願することができます。

Q49 第一出願期間と第二出願期間において、同一の学校に出願することはできますか。

A 第1希望校と同一の学校であっても、第一出願期間に出願した学科（コース）（志望の取扱いがある場合は第1志望の学科（コース））と異なる学科（コース）であれば、第二出願期間に出願することができます。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間の出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。

Q50 検査当日、持参したスマートフォン・携帯電話等はどのようにすればよいですか。

A スマートフォン・携帯電話等については、各選抜の実施要項に、「通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止」と明記しています。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

高等学校においては、スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は検査終了時まで預かるなどの処置をとっています。中学校においても、入学者選抜の円滑な実施のため、不必要なものは持参しないよう、引き続き御指導ください。

なお、万一、返却後、スマートフォン・携帯電話等に故障等のトラブルがあっても、高等学校は一切の責任を負いません。

Q51 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。

A 三角定規は、理科の学力検査では使用できますが、数学の学力検査では使用できませんので注意してください。

Q52 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。

A 他の生徒の迷惑や有利・不利が生じる可能性もあります。中学校において、英単語や漢字などの書かれていない服や筆記用具を用いるよう御指導ください。

高等学校においては、出願の際に注意を促していただくなどの対応をお願いします。

Q53 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 中学校長は、志願校が決定していなくても、事前に奈良県教育委員会事務局高校教育課に連絡し、相談してください。中学校長から高校教育課への連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。その際、医師の診断書などの書類が必要となりますので、予めご準備ください。

なお、入学後の配慮については、保護者・本人の了解を得た上で、合格発表後速やかに、中学校長から当該の高等学校長に連絡してください。

Q54 入学志願許可申請書の様式14及び様式15では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。

A 「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」の3に該当する者、全国募集特別選抜の志願者は出願することができます。

ただし、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、その入学者選抜の結果が出てから奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願してください。また、同様に、奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、奈良県公立高等学校の入学者選抜の結果が出てから、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願するようにしてください。

なお、居住地の都道府県の公立高等学校に出願するに当たっては、居住地の入学者選抜の要項で出願資格について必ず確認してください。

Q55 追検査とはどんな検査ですか。

A インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で、一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、成人特別選抜、外国人・帰国生徒特例措置を欠席した者（1時限目の問題配布が始まるまでに欠席する旨を申し出た者）のうち、追検査を希望する者を対象に実施します。あくまで、検査当日「やむを得ない理由により検査を欠席した者」を対象に受検機会を与えるためのものです。インフルエンザが治っていても受検可能な状態であれば、別室での受検が可能です。

やむを得ない理由としては、インフルエンザ様の症状、出席停止の扱いが定められている感染症に罹患、月経随伴症、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等があげられます。

手続き等については、**追検査実施要項**（25、26ページ）で確認してください。

Q56 Web出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。

A 原本が電子データとなるため、押印は不要です。